

輪島市監査公表第 32 号

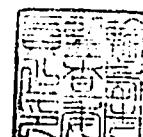
地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成24年11月9日

輪島市監査委員 湊 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成24年11月2日（金） 税務課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 湊 良 作

輪島市監査委員 中山 勝

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成24年度の監査資料（平成24年4月から9月まで）に係る事務事業全般及び平成23年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○納税奨励金については、口座振替の定着から納税組合が徴収する件数は、以前に比べると減少してきている。納税組合の方々の負担軽減を図るうえで、納税組合別一覧表を作成し市税の徴収増に結びつける取り組みが伺われた。現在の財政困難な状況を考えると奨励金について、検討する時期に入っているように思われる。今後においては、他の自治体の取り組みも参考にしながら収納率アップに努力していただきたい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

①滞納額について

不況も一つの要因であるが、依然として一般会計・特別会計と多額の市税の滞納額が発生している。具体的な滞納額削減に向けての対策を示していただきたい。